

○トイレの登録の基準

共通事項

- 施設出入口からトイレまでに段差がないこと。
ある場合は、スロープがあること。
- トイレまでの通路幅は120cm以上
- 施設内に身障者用駐車場が1台以上あること

車いすトイレタイプ

- 車いす使用者が円滑に利用できる広さ
- トイレの出入口は自動か引き戸で幅は80cm以上
- トイレ内には、腰掛け便座、手洗い器、手すりを設置

多機能トイレタイプ

- 車いすトイレタイプの全ての仕様を満たしていること
- オストメイト設備の設置
- ベビーベットの設置

一般トイレタイプ

- 車いす使用者または、ベビーカーと付き添いの人と一緒に入り利用可能な広さがある
- トイレの出入口は自動か引き戸で幅は80cm以上、
または70cm以上の外開き
- トイレ内には、腰掛け便座、手すりを設置